「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」
改正草案等に係るアンケートの集計結果

問1：目指すべき地方（国家）像

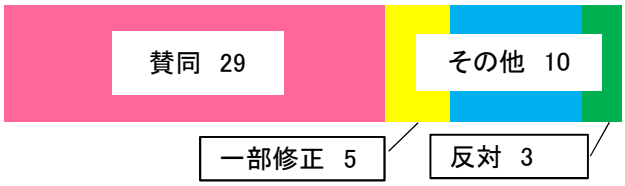

（賛同）
・地方自治の本旨の理念が明確化されている
・国会をはじめ、国民議論の喚起が重要
（一部修正）
・文言等の精査が必要
（反対）
・国の役割をさらに限定するべき
・論点や文言等の精査が必要
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・趣旨は理解できるが、論点や文言等の精査が必要

問2：地方自治の本旨の明確化

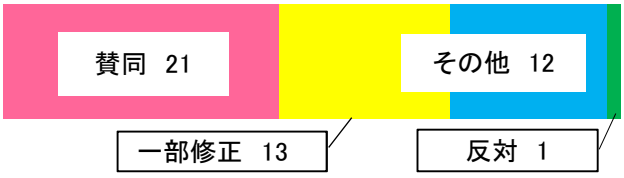

（賛同）
・地方の自主性・自立性を高めるべき
（一部修正）
・案1・案2のいずれかに賛同
（反対）
・文言等の精査が必要
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・国と地方の役割分担など議論を深めるべき

（参考）前回アンケート集計結果

賛同	一部修正	その他	反対
21	2	24	0

問3：地方公共団体の機関、直接選挙

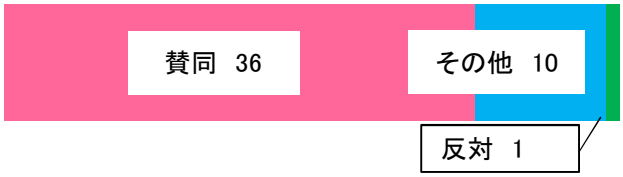

（賛同）
・首長の公選制、二元代表制の大枠は有効
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・町村総会など小規模自治体の在り方も考慮するべき

（参考）前回アンケート集計結果

賛同	一部修正	その他	反対
32	0	14	1

問4：地方公共団体の条例制定権

（賛同）
・基本的な権能の在り方を明記することが重要
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・より強力な条例制定権について検討すべき

（参考）前回アンケート集計結果

賛同	一部修正	その他	反対
23	3	21	0

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」
改正草案等に係るアンケートの集計結果

問5：地方公共団体の財政権

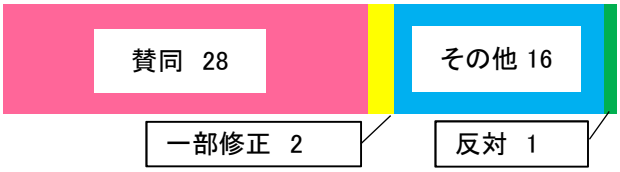

（賛同）
・地方の自主性・自立性が十分に発揮
　できることが重要
（反対）
・財政自主権をより明確に規定すべき
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・趣旨は理解できるが、論点や文言等の
　精査が必要

（参考）前回アンケート集計結果

賛同	一部修正	その他	反対
23	3	21	0

問6：地方公共団体の課税に対する尊重

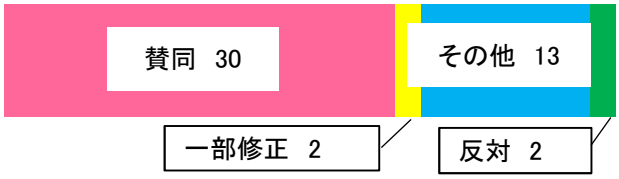

（賛同）
・地方の課税自主権を国が尊重する規定は
　意義がある
（一部修正）
・文言等の精査が必要
（反対）
・改正草案95条にまとめることが可能である
・課税自主権をより明確に規定すべき
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・論点や文言等の精査が必要

問7：国と地方の協議の場、司法的救済権

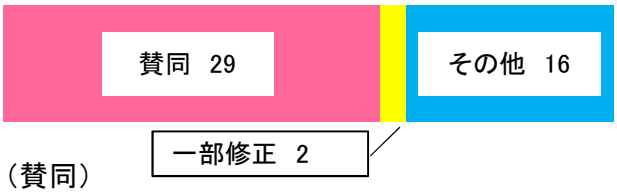

（賛同）
・地方の自主性・自立性を高める規定
・司法救済規定は意義がある
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・司法救済の趣旨は理解できるが、
　幅広く議論を深めるべき

（参考）前回アンケート集計結果

賛同	一部修正	その他	反対
25	1	21	0

問8：参議院議員の選挙区

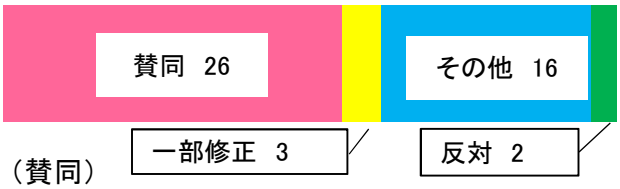

（賛同）
・参議院議員の地域代表的性格が明確化
（反対）
・国と地方の役割分担を見直し、
　地方の自立性を高めるべき
（その他）
・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき
・論点や文言等の精査が必要

（参考）前回アンケート集計結果(43条)

賛同	一部修正	その他	反対
19	8	16	4

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

１ 目指すべき地方（国家）像

〇憲法第１３条の趣旨を実現するため、住民一人ひとりが、それぞれの地域において、
個人として尊重され、自由及び幸福を追求できる国であるべき。

〇地域の住民は、自らの意思に基づき、地方自治に参画する権利が保障されるべき。

〇主権者たる国民は、全て地方公共団体の住民である。
国民主権の原則に基づく、地域に関心を持つ住民の参画による
地方自治の発展こそが、我が国の民主主義を発展させ、
国民福祉の増進を最大化するものであり、地方自治は、
国政の三権（立法、行政、司法）との関係において一定、尊重されるべき。

〇地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、
国民主権の原則のもと、住民から直接授権されている観点から、
自主的・自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。

〇地方公共団体は、住民がゆとりや豊かさを実感し、安心して暮らせるよう、
将来に亘って、地域の多様な価値観の尊重や住民福祉の増進に努め、
地方を創生するべき。

〇国は、国家としての存立に関する役割及び、全国的な視点を必要とする政策、
その他国が果たすべき役割を担うものとし、内政の要は地方公共団体が果たすべき。

〇施策の実施にあたっては、国と地方は対等関係のもと、
連携・協働し、地域の発展に努めるべき。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	29	イ　賛同するが、内容を一部修正する	5
ウ　反対である	3	エ　その他	10

〇主な意見

ア　賛同する
- 地方自治の本旨の理念が明確化されている
- 国会をはじめ、国民議論の喚起が重要

イ　賛同するが、内容を一部修正する
- 文言等の精査が必要

ウ　反対である
- 国の役割をさらに限定するべき
- 論点や文言等の精査が必要

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。（重複あり）
- 趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　⑤
- 趣旨は理解できるが、論点や文言等の精査が必要　②

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

２ 地方自治の本旨の明確化

改正草案　第９２条

１　地方公共団体の住民は、国民主権の原則並びに、生命、自由及び幸福を追求する権利に基づき、自らの意思により地方自治に参画する権利を有する。

２　地方公共団体は、住民の参画と福祉の増進に努めるべく、住民に身近な公共的事務について処理する固有の権能を有する。この権能は、国政において尊重されなければならない。

３　地方公共団体は、基礎的な地方公共団体と、これを包括する広域的な地方公共団体及びその他法律で定める特別の地方公共団体とする。

【案１】
４　国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。

【案２】（国の役割をさらに限定する場合）
４　国は、国家の存立に関する役割及び全国に統一して実施すべき施策の標準的な水準を提示する役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。

５　地方公共団体の組織及び運営に関する共通的な事項は、前４項の規定に従い、法律でこれを定める。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	21	イ　賛同するが、内容を一部修正する	13
ウ　反対である	1	エ　その他	12

〇主な意見

ア　賛同する
- 地方の自主性・自立性を高めるべき
- 国会をはじめ、国民議論の喚起が重要

イ　賛同するが、内容を一部修正する
- 案１に賛同
- 案２に賛同
- 文言等の精査が必要

ウ　反対である
- 文言等の精査が必要

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。（重複あり）
- 趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　⑦
- 国と地方の役割分担などの議論を深めるべき　④
  - 〇国の役割をさらに限定すべき
  - 〇国の役割を限定的にしてしまうことは現実的でない
- 「市町村」「都道府県」と端的に記載するべき　①

〈参考〉現行規定
（第92条）
地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

３ 地方公共団体の機関、直接選挙

改正草案　第９３条

改正せず。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	36	イ　賛同するが、内容を一部修正する	0
ウ　反対である	1	エ　その他	10

〇主な意見

ア　賛同する

・首長の公選制、二元代表制の大枠は、有効である

ウ　反対である

・多様な統治形態（議員内閣制やｼﾃｨｰﾏﾈｰｼﾞｬｰ制等）を保障すべき

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。（重複あり）

・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　③
・町村総会など小規模自治体の在り方も考慮するべき　②
・議事機関ではなく、立法機関として明記するべき　①

〈参考〉現行規定
（第93条）

1　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
2　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

４ 地方公共団体の条例制定権

改正草案　第９４条

第９４条
１　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

２　国会が法律を定めるにあたっては、第９２条の趣旨を尊重しなければならない。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	33	イ　賛同するが、内容を一部修正する	2
ウ　反対である	2	エ　その他	10

〇主な意見

ア　賛同する
- 地方公共団体の基本的な権能の在り方を明記することが重要
- 趣旨は賛同するが、さらに議論を深めるべき

イ　賛同するが、内容を一部修正する
- 文言等の精査が必要

ウ　反対である
- 法律と条例の関係について議論を深めるべき
- より強力な条例制定権について検討が必要

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。
- 趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　③
- より強力な条例制定権について検討が必要　①

〈参考〉現行規定
（第94条）
地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

５ 地方公共団体の財政権

改正草案　第９５条

１　地方公共団体は、その運営に必要な財政を処理する権限を有し、固有の財源として、その地域において、条例に基づき、税を課し、徴収することができる。

２　国は、地方公共団体が標準的な水準における行政を実施するために必要な財源を保障しなければならない。

３　国は、地方公共団体に財政上の支出をするにあたっては、その支出の基準を第９２条の趣旨に基づいて法律でこれを定める。

４　地方公共団体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方公共団体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	28	イ　賛同するが、内容を一部修正する	2
ウ　反対である	1	エ　その他	16

〇主な意見

ア　賛同する

・地方の自主性・自立性が十分に発揮できることが重要
・趣旨は賛同するが、さらに議論を深めるべき

イ　賛同するが、内容を一部修正する

・地方間の水平的財政調整により地域間格差を是正するべき
・文言等の精査が必要

ウ　反対である

・財政自主権をより明確に規定すべき

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。（重複あり）

・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　⑨
・趣旨は理解できるが、論点や文言等の精査が必要　⑧
　〇租税における法律と条例の関係を整理するべき
　〇「支出の基準を法律で定める」規定でも柔軟な対応ができる担保が必要
　〇国に対する「地方の尊重規定」は別条で整理するべき
　〇「独立の検査機関」のイメージを共有するべき

〈参考〉現行規定
（第94条）
地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

６ 地方公共団体の課税に対する尊重

改正草案　第８４条

１　あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、
法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

２　地方公共団体は、法律の範囲内で条例により、租税を課し、
又は現行の租税を変更することができる。
　国は、前項の法律を定めるにあたっては、
第９２条及び第９５条の趣旨を尊重しなければならない。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	30	イ　賛同するが、内容を一部修正する	2
ウ　反対である	2	エ　その他	13

〇主な意見

ア　賛同する

・地方の課税自主権を国が尊重する規定は意義がある

イ　賛同するが、内容を一部修正する

・文言等の精査が必要

ウ　反対である

・改正草案95条にまとめることが可能である
・課税自主権をより明確に規定すべき

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。（重複あり）

・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　⑥
・論点や文言等の精査が必要　⑤
　〇租税における法律と条例の関係を整理するべき
　〇本条改正の必要性を議論すべき

〈参考〉現行規定
（第84条）
あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

７　国と地方の協議の場、司法的救済権

改正草案　第９６条

１　国は、法律の定めるところにより、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施にあたっては、地方公共団体を代表する機関との協議の場を設置しなければならない。

２　地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有する。

３　特定の地方公共団体及びその区域のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	29	イ　賛同するが、内容を一部修正する	2
ウ　反対である	0	エ　その他	16

〇主な意見

ア　賛同する

・地方自治の本旨の実効性を高めた規定となっている
・司法救済規定は意義がある

イ　賛同するが、内容を一部修正する

・２項に「法律の定めるところにより」を追記するべき
・文言等の精査が必要

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。（重複あり）

・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　⑨
・「国と地方の協議の場」の規定は、現行法律の充実等も含め、幅広く議論を深めるべき。　④
・司法救済の趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　⑥
・国と地方の役割分担の十分な議論が前提であるべき　①

〈参考〉現行規定

（第95条）

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

８ 参議院議員の選挙区

改正草案　第４７条

１　選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定める。

２　参議院議員の選挙において、選挙区を設置する場合は、広域的な地方公共団体ごとの区域を単位とする選挙区を含まなければならない。

〇アンケート回答結果　　※各項目の数字は意見があった知事の数。

ア　賛同する	26	イ　賛同するが、内容を一部修正する	3
ウ　反対である	2	エ　その他	16

〇主な意見

ア　賛同する

・参議院議員の地域代表的性格を明確化することが必要
・議論を深めるべきだが、合区解消の趣旨に賛同する
・国会をはじめ、国民議論の喚起が重要

イ　賛同するが、内容を一部修正する

・文言等の精査が必要
　〇全都道府県ごとに同数の議員選出とするべき

ウ　反対である

・国と地方の役割分担を見直し、地方の自立性を高めるべき

エ　その他　　※知事の意見の数を〇数字で記載。（重複あり）

・趣旨は理解できるが、幅広く議論を深めるべき　⑪
・論点や文言等の精査が必要　⑥
　〇憲法第43条との整理が必要
　〇投票価値の平等と併せて議論するべき
　〇両院の役割や選挙制度の在り方を議論するべき
・憲法改正とともに法律の改正も訴えるべき　①

〈参考〉現行規定
（第47条）
選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書の改正草案等へのアンケート結果について

９ その他について

〇主な意見

・憲法は国家の基本的なあり方や、方向性を規定する最高規範である。
多くの国民から支持される理想的な憲法改正案を提起するためには、地方自治関連の項目だけに止まらず、わが国全体のあるべき姿を大局的な見地から議論し、総合的に検討することが求められる。現在の憲法論議は、国も含め個々の関心や見解によって部分的な議論がなされるきらいがあり、全国知事会の提案や議論が、そうしたものの一つとならないようにする必要がある。

・憲法改正に関して、国民的な議論が展開されるような取組を国に求めるとともに、全国知事会としても取組（例：パブリシティを活用した意見表明、講演会・シンポジウム等）を推進していくべき。

・地方自治の本旨の明確化に関係する改正草案の趣旨について、概ね賛同する。
ただし、精査が必要と思われるものも散見されるため、丁寧な対応が必要である。

・国と地方の役割分担など、さらに議論を深めた上で、全国知事会としてのコンセンサスを得ることが望ましいと思われる課題もあり、継続して議論が必要である。合区問題の解消に向けて早急に対応する必要がある場合には、まずは有志による提案活動などを行う方法もありうると考える。

・衆議院・参議院の選挙区や定数について、地域の声を国政の場に届けるためには、地域の一体性が尊重されなければならない。抜本的見直しには、地域の実情や実態を十分に考慮したうえで、国政においてしっかりと議論を進めていくべき。